

# 世帯状況申立書

私の世帯は、下記に該当することを申し立てます。

ひとり親（母子家庭・父子家庭）世帯

生活保護世帯

同居の家族全員が町府民税の非課税である世帯

小学校 年 (児童名) \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※該当するご家庭は、入所申請時に切り取らずにご提出ください。

-----キリキリ-----

あなたの世帯が、上記世帯に該当する場合、指定管理者あてに減額又は免除の申請をすることで、学童保育利用料金が減免になる（安くなる）場合があります。

つきましては、入所内定通知（2月末頃発送予定）に同封の減免申請書に、各世帯の必要書類（2つ以上に該当する場合は必要枚数）を添付の上、他の入所手続き書類と一緒に、NPO熊取こどもとおとなのネットワーク事務所または各学童の支援員に提出してください。

該当世帯	確認書類（いずれか）
<input type="checkbox"/> ひとり親世帯	戸籍抄本、児童扶養手当証書、離婚届受理証明書 ひとり親家庭等医療費助成制度受給証
<input type="checkbox"/> 生活保護世帯	生活保護決定通知書、医療券
<input type="checkbox"/> 町府民税非課税世帯※	※非課税世帯を証明するもの（世帯全員のものが必要） 非課税証明書、確定申告書（控） 町府民税特別徴収税額決定通知書（給与所得者）で税額欄に記載がないもの

※所得の申告がない（未申告）場合、証明書は発行できません。

令和4年4月から6月分の減免申請については令和2年中（1月から12月まで）の、  
令和4年7月から翌3月については令和3年中の所得が分かるものが必要になります。

町府民税特別徴収税額決定通知書（給与所得者）の税額欄に記載がある方は非課税減免不可です。

※減免を受けようとする場合は、学童保育所規則第14条の規定により指定管理者に申請書を提出し、指定管理者が減免決定するため、申請には添付書類が必要になります。ご理解頂きますようお願いいたします。